福

正

誤

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

目 次

○道路の供用を開始する件 ○道路の区域を変更する件 告

○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

○落札者を決定した件

○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件

福島県選挙管理委員会

○不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨届出があっ

○不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件

○平成二十六年九月三十日付け号外第四十号中

○平成二十六年九月三十日付け定例第二千六百二十九号中

○平成二十六年十月三日付け号外第四十三号中

告 示

福島県告示第六百八十号

る 課及び福島県県中建設事務所で平成二十六年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供す て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

-成二十六年十一月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

三春線 県道浪江 路 線 名 先から 川字境ノ岫二○番三地 双葉郡葛尾村大字上野 道二二一番二地先まで 田村市船引町上移字下 区 間 変更 変更前 の変変 別更更 後前 敷 メート 地 四五·五 二 0) 八・六~ ŀ 幅 ル 員 延 (メー 四七 四 七九・ ŀ 九・ ル 長

(道路計画課)

福島県告示第六百八十一号

課及び福島県相双建設事務所で平成二十六年十一月十八日から二週間 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、 道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 一般の縦覧に供す

平成二十六年十一月十八日

妻 妻 妻

福島県知事 内 堀 雅 雄

場 新 県 線 地 停 車 山		路 線 名
先まで	崎字作田二〇番二地先相馬郡新地町大字埓木	区間
変更後	変更前	の変変 別更更 後前
	一九・〇~	(メートル)敷 地 の 幅 員
<u>Д</u> О	八二〇・〇	(メートル) 長

妻 妻

(道路計画課)

福島県告示第六百八十二号

松建設事務所で平成二十六年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。 供用を開始する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 平成二十六年十一月十八日 福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若 次の道路の 四三二一

福

<u>Ŧ</u>i.

事業地

福島県知事
内
堀
雅
雄

ļ	県道へ	路
 	会津高田柳:	線
) ;	津 線	名
七同四章	大沼	供
	八沼郡会	用
†#1 †#1 \	津 美 -	開
で則らり	里町岩	始
小留字	赤留字南	Ø
赤留字竹ノ花	· 南 中	区
花二	可	間
日	平	供
J	平式	用
-	六年	開
=	뚜 -	始
-	_	0)
-	月一	期
	九	日

福島県告示第六百八十三号

業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。 都市計画事

平成二十六年十一月十八日

施行者の名称 広野町

都市計画事業の種類及び名称 広野楢葉都市計画下水道事業 (広野公共下水道) 事業施行期間 事業認可の年月日 平成十三年九月二十一日 (変更前) 日まで 平成十三年九月二十一日から平成二十三年三月三十

(変更後) 日まで(平成二十三年四月一日から平成二十六年十一月 十七日までの期間を除く。) 平成十三年九月二十一日から平成三十三年三月三十

収用の部分 福島県告示第百五十号)の事業地に双葉郡広野町大字下北迫字都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成二十三年 上大吹、字浜田及び字折返の各一部の区域を加える。

田及び字松下の各一部の区域を加える。 同事業地に双葉郡広野町大字下浅見川字柳町、 字広長、 字桜

及び字北釜の各一部の区域を除外する。 同事業地のうち双葉郡広野町大字下北迫字前川原、 字久保田

使用の部分 なし

(下水道課

公 告

公告第三百二十七号

特定非営利活動促進法

(平成十年法律第七号)

第十条第一項の規定による特定非営利

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、

福島県知事 内 堀 雅 雄

(道路計画課) 四

福島県伊達市月舘町月舘字舘ノ腰四番地

Ŧi. 定款に記載された目的

ログラムの提供に関する事業を行うことにより、子どもたちの可能性と生きる力を育 この法人は、子どもたちに対して多世代・異文化交流や職業体験などの教育的なプ

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。 平成二十六年十一月十八日

福島県知事

内

堀 雅 雄

平成二十六年十月二十八日申請のあった年月日

名称

NPO法人DASH

代表者の氏名

三

主たる事務所の所在地 丹波 史紀

む環境づくりの推進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第328号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立テクノアカデミー郡山 ほか4施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、 地方公共団体 の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。 以下「特 例政令」という。) 第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号) 11第1項の規定により公告する。

平成 26年 11月 18日

平成26年11月18日 火曜日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
 - 福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設の電気供給業務
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 2 福島県商工労働部商工労働総室商工総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日 3 平成 26年 10月 22日
- 落札者の氏名及び住所 4 日本ロジテック協同組合 東京都中央区佃一丁目11番8号
- 落札金額 5 26,457,938円
- 6 契約の相手方を決定した手続 般競争入札
- 7 特定政令第6条の公告を行った日 平成 26年 9 月 12日

(商工総務課)

とおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十六年十一月十八日

福島県知事

内

堀

雅

雄

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

次の

公告第三百二十九号

る施設の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。 番地福島市荒井字檀ノ 財団法人脳神経疾患研 所附属南東北福島病院 平成二十六年十一月十八日 項 変 (第百八条、 更 腰 前 究 院研究所附属南東北福島病一般財団法人脳神経疾患 地の一三地の一三 変

更

後

変

更

年

月

日

平成

四年

一〇月

日

福島県選挙管理委員会

委員長

菊

地

俊

彦

次のとおり不在者投票のでき

福 島 県選 挙 管

就任した役員 氏名 安藤 矢吹 市郎 盛 須賀川: 住所

須賀川市土地改良区

地改良区の名称

同 理 役 事 別

市前田川字広町一一一番地四市前田川字稲荷田九五番地二

農村計画課

理 委員 会

島県選挙管理委員会告示第八十七号 福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八条 一項において準用する場合を含む。)の規定により、 第百九条第一項、 第百十条第一項、第百十一条第一項又は第百十二

第四

福島県選挙管理委員会告示第八十八号

第四項 福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八条 (第百八条、 第百九条第一項、 第百十条第一 項、 第百十一条第一項又は第百十三

亍

自

番

平成

九年一一

月

日

ジ

段

変

更

前

変

更

後

社会福祉法人ギデオン福

平成二十六年十一月十八日る施設の名称を変更した旨の届出があった。条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のでき

番島県選挙管理委員会 福島県選挙管理委員会 俊 彦

正 誤

行 正

下 八 適正 適切 適切

四五

四	1 1
上	下
五	11]
連帯保証人を 変更しようと する理由	この申請による 母子 (父子) 福 社資金以外の借 入金の状況
連帯保証人を	この申請による 母子 (父子) 福 社資金以外の借 金の状況

様式第20号の2

○平成二

<u>Ŧ</u>i. 下 一十六年十月三日付け号外第四十三号中

変 更 年 月 一 〇 日 日

平成一三年一〇月

型)エデンの園 業団軽費老人ホーム(A

誤

○平成二十六年九月三十日付け定例第二千六百二十九号中

福

○平成二十六年九月三十日付け号外第四十号中

第20号様式の2